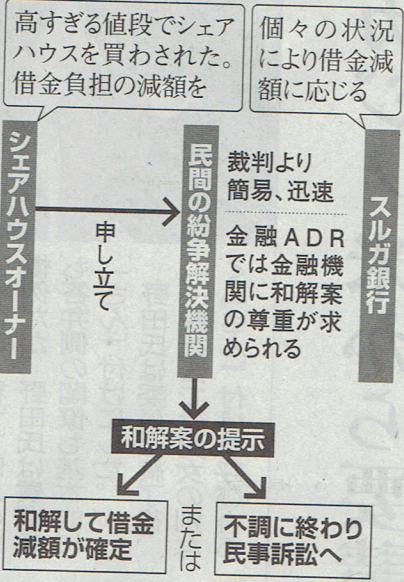


スルガ銀不正融資 債権カットへ交渉

一部投資家、手続き開始

スルガ銀行（静岡県沼津市）のシェアハウス投資向け融資で多数の不正があった問題で、多額の借金を負うシェアハウスオーナーとスルガ銀の間で、借金減額交渉が一部で始まった。民間の紛争解決機関で話し合い、スルガ銀がどれだけ減額に応じるかが焦点だ。減額が大きければオーナーの負担が軽くなる一方、スルガ銀の損失はふくらむ。交渉は裁判より迅速で簡

ADR(裁判外紛争解決手続き)のしくみ



易な手続きの裁判外紛争解決手続き（ADR）で行われる。スルガ銀に一部業務停止命令を出した金融庁もADRなどでオーナーらに対応するよう求めている。複数あるADRのうち、不動産取引に詳しい専門

家らによる日本不動産仲裁機構の「不動産ADR」が先行している。関係者によると、数人のオーナーが機構に申し立て、スルガ銀も応じて手続きが始まった。

この他の手続きとして「金融ADR」もある。全国銀行協会が仲介役となり第三者の弁護士らが和解案を示す。手数料は無料で、申し立て受理から和解案提示までは半年程度。どちらのADRも和解できなければ民事訴訟で決着をつけることになる。

1200人超のシェアハウスオーナーのうち、約270人の委任を受ける弁護士はスルガ銀の不正を追及し、残った借金の棒引きと物件の引き渡しを要求。スルガ銀との話し合いは平行線だ。他のオーナーの多くは様子見の状況で、別のオーナー代理人弁護士は「個々の不正の実態がわからず前例もないだけに、どの方法でいつ交渉するのがいいのか迷っている」という。

(藤田知也)